

生徒心得（抜粋）

① 生活心得

1. 正しい言葉遣いや清楚な服装に留意し、礼を失することのないよう心がけてください。また、高校生としての自覚を持ち、節度ある行動をとってください。
2. 学習は常に計画的に創意工夫してください。また、授業は時間を厳守し、静粛に、常に良い学習環境をつくってください。
3. 校内では所持品の管理に留意し、不要な金銭・物品は持参しないでください。
4. 公共物を大切に取扱い、常に環境の美化に努めてください。
5. 男女は互いに敬愛し、正しい理解を持って交際してください。
6. 過失や事故があった場合は、ただちに教師に申し出てください。
7. 個人的な物品贈答や、金銭・物品の貸借はさけてください。
8. 夜間外出は21時までとします。ただし、保護者同伴の場合の夜間外出は22時までとします。
9. 学習にふさわしくない物を校内へ持ち込んではいけません。また、高校生の出入りが禁止されている場所への立ち入りは禁止します。
10. 飲酒・喫煙・薬物乱用・賭事等、ならびに暴力や威圧行為は強くこれを禁止します。
11. 朝のSHRから帰りのSHR終了までの間の携帯電話の使用を禁止します。なお、校内に持ち込んだ場合は、携帯電話の電源を切り、盗難防止のために担任に預けるか、カバンの中に保管してください。

② 服装・頭髮等

1. 登校する場合の服装は、正装または略装となります。入学式・卒業式等の儀式や、その他学校が指定する場合は必ず正装を着用してください。
2. 男子の正装は、上衣は指定標準学生服、下衣は指定標準学生服のスラックスとし、女子の正装は、上が指定上衣と指定ブラウス・指定リボン、下衣は指定スカートまたは指定スラックスとします。女子は上衣の中に指定共布ベストを着ることができます。
3. 男子の略装は、上衣は白Yシャツまたは白開襟シャツとし、その上に指定ニットセーターか指定ニットベスト（以下、これらを「指定セーター等」という）のいずれかの着用を認めます。女子の略装は、上衣が指定共布ベストまたは指定セーター等と指定ブラウス・指定リボンとします。指定セーター等以外のセーター類の着用は禁止します。
4. 教室での防寒対策として、ひざ掛け等を使用することを認めます。ただし、定期試験等の試験中は、不正防止のためにひざ掛け等の使用は禁止します。
5. 靴下・ストッキング・タイツ・靴・コート類・マフラー等は、派手なものを禁止します。また、装身具（ピアス・指輪・ネックレス等）の着用や化粧等は禁止します。
6. 本校「指定」の制服は、指定制服取扱店で購入・修繕してください。
7. 上履きは、入学年度により製品・色を指定します。なお、学年色には紺色・緑色・赤色があり、入学年度により指定します。
8. やむを得ない理由で制服が着用できない場合は、異装届を学級担任に提出し、指定ジャージ等の着用許可を受けてください。

9. 次の場合の服装は、指定ジャージ等の着用を認めます。

ア 休業日における部活動等に参加する場合。

イ 部活動等の大会に参加する場合。

10. 頭髪は、清楚で清潔感を感じる髪型を心がけてください。パーマ・ウェーブをつける髪型や付け毛、染色、脱色は禁止します。また、派手なヘアピン類も禁止します。

③ 届出・許可に関すること

1. 遅刻または外出による途中入室の場合や、住所等を変更した場合には、所定の用紙に必要事項を記入し、学級担任に届け出てください。

2. 休業日等に学校の施設・設備を使用する場合には学校の許可を得てください。

3. アルバイト（長期休業中は除く）は原則禁止とします。ただし、特別な事情によりアルバイトを行う場合は、「アルバイト許可願い」を提出し、学校長の許可を受けてください。本校のアルバイト許可基準は以下の通りです。

ア 理由が考慮すべき特別な事情であること

イ 学校のアルバイト規程を守ること

ウ 前期末評価で「1」、学年末評定で「1」を有していないこと

エ 欠課時数が危険段階に達した科目を3科目以上有していないこと

オ 生活態度が良好であること

カ アルバイトの内容が次の事項に該当しないこと（禁止事項）

（ア） 1年生の夏期休業前のアルバイト

（イ） 午後9時までに帰宅できないアルバイト

（ウ） 定期考査1週間前とその期間中（考査最終日は含まない）のアルバイト

（エ） 酒類を主とした飲食店でのアルバイト

（オ） 危険を伴うアルバイト

（カ） 自動車・二輪車等を使用するのアルバイト

（キ） 風紀上好ましくないアルバイト

キ 特例として、就職内定者の研修に関わるアルバイトについては、禁止事項を除き本規程を適用せず、就職活動の一環として取り扱う。